

債務整理の費用一覧

	司法書士報酬	裁判所費用等実費	総費用（目安）
自己破産 （同時廃止）	17 万円+消費税	約 15,000 円 （予納金 10,584 円、収入 印紙 1,500 円、郵券 他）	約 20 万円
	夫婦二人で、20 万円 +消費税	約 30,000 円	約 24 万円
	事業者 22 万円+消費税	約 15,000 円	約 25 万円
自己破産 （管財）	一般管財（小規模管財） 22 万円+消費税	約 22 万円～	約 46 万円
民事再生 （小規模個人再生） （給与所得者等再生）	18 万円+消費税	約 3 万円 （予納金 12,268 円、収入 印紙 1 万円、郵券 他）	約 22 万円
	住宅ローン条項あり 22 万円+消費税	約 3 万円	約 26 万円
任意整理 （裁判外での 話し合い）	1 社あたり 25,000 円 ただし、1 社のみの場合、 30,000 円+消費税 （最高 20 万円程度 + 消費税）	なし	例えば、 6 社で 6 × 25,000 円 = 150,000 円
過払金の返還 請求 訴訟	1 件につき、 過払い金額の 2 割 ただし、最低 5 万円 + 消費税	訴訟をした場合 訴額によって異なります （収入印紙、郵券、資格証明 書取得費用 他）	
債務整理着手金	5 万円（最低 3 万円）	具体的な方針が決まれば、 上記費用に充当されます	

* 一般管財（小規模管財）

= 一般的に、財産につき調査が必要な場合、ある程度の財産がある人、不当な財産処分・特定の債権者に利益を与えている等、否認されるような行為がある人、著しい免責不許可事由（浪費、ギャンブル、換金、詐欺 等）のある人、事業者破産などが、一般管財になります。

司法書士報酬の部分につき、分割払いの場合

例

破産 当初 5 万円。その後、毎月 1 万円ずつ。

民事再生 毎月 3 万円の積立、その積立金から支払い、残り 毎月 5,000 円～1 万円ずつ。